

承認第 4 号

専決処分事項の承認について

損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和元年5月13日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により市長において専決処分する。

平成 31 年 3 月 26 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

記

相手方	
損害賠償の額	700,000円
事件の概要	相手方は、平成 30 年 4 月 11 日、橋本市民病院において腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術を受け、同月 15 日に退院したが、血尿のため同月 20 日に同病院を受診した。その結果、腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術による膀胱損傷が発生していたことが分かり、同年 5 月 1 日、同病院において膀胱経縮術を実施し、同月 29 日に相手方は退院した。同年 12 月 2 日、相手方代理人弁護士より本件に係る受任通知を受け、同病院顧問弁護士との間で協議が行われ、相手方より表記の額の損害賠償請求がされた。